

平成 26 年 11 月 19 日
山 梨 県 健 康 増 進 課

難病指定医の皆様へ
(新しい臨床調査個人票について)

平素から、山梨県の難病対策の推進につきましては、御理解、御協力をいただきまして、感謝申し上げます。

難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、平成 27 年 1 月 1 日より難病の医療費助成制度が新しくなります。
新制度では、臨床調査個人票が新たな様式となり、認定についても新たな基準で審査を行うこととなります。

そのため、平成 27 年 1 月 1 日以降に医療費助成の申請を行う患者に対しましては、新制度に対応した新臨床調査個人票を交付していただきますようお願いいたします。

また、その際には、指定医指定通知書に記載された指定医番号を必ず記載していただきますよう、合わせてお願いします。

新臨床調査個人票につきましては、保健所で患者に対して交付をしておりますが、厚生労働省のホームページにも掲載されており、ダウンロードが可能です。

【厚生労働省ホームページ】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nanbyou/

お問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1 - 6 - 1
山梨県福祉保健部健康増進課 母子保健・難病担当
TEL 055 - 223 - 1496
FAX 055 - 223 - 1499
<http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/>